

設計基準

● 高さ (一般財)ベターリビング墜落防止手すり評価基準 表-10 ユニット天端までの基準寸法

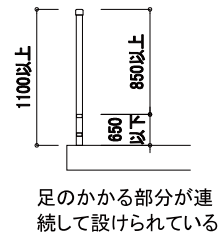
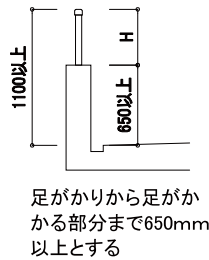
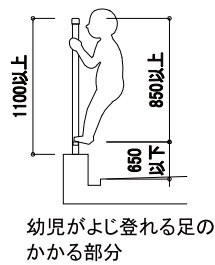
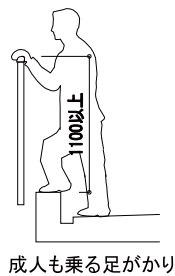
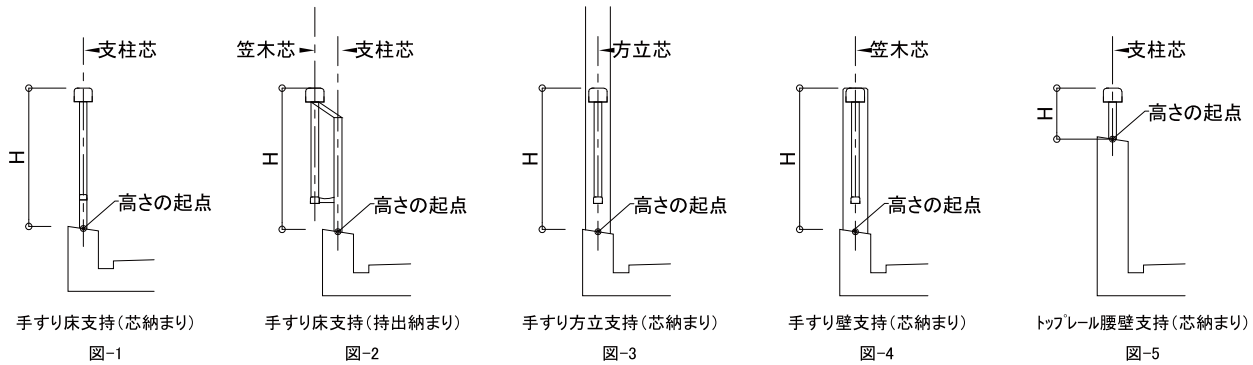
種類	設置条件		ユニット天端までの高さ
バルコニー用	腰壁等の高さ	650mm以上 1,100mm未満の場合	床仕上げ面から1,100mm以上
		300mm以上 650mm未満の場合	腰壁等の上端から800mm以上
		300mm未満	床仕上げ面から1,100mm以上
窓用 ()は3階以上	窓台等の高さ	650mm以上 750mm(800mm)未満の場合	床仕上げ面から800mm以上 (1,100mm以上)
		300mm以上 650mm未満	窓台等の上端から800mm以上
		300mm未満	床仕上げ面から1,100mm以上
廊下用	腰壁等の高さ	650mm以上 1,100mm未満	床仕上げ面から1,100mm以上
		650mm未満	腰壁等の上端から1,100mm以上

※腰壁等とは「腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分」でありユニットの下弦材等足がかかる部分も含まれる。

※足がかかる部分から次の高さ650mm以下に再び足のかかる部分がある場合はその部分から800mmとする。

※廊下、・バルコニー用における高さの起点は、支柱、方立の芯(図-1、図-2、図-3)、壁支持方式の笠木の芯(図-4)と躯体天端の交点とする。

トップレールは腰壁天端から手すりの笠木天端までの高さを300mm以下とする。高さの起点は支柱の芯(図-5)と腰壁天端の交点とする



● 隙間

(一般財)ベターリビング墜落防止手すり評価基準

- d) 部材間及び手すりと躯体との隙間
- 1) 手すりの笠木と笠木の隙間、手すり子と手すり子の隙間、及びこれに相当する部分の隙間は、110mm以下であること。
 - 2) 廊下・バルコニー用の下弦材と躯体(足がかり等)との隙間、窓用の下弦材と窓台との隙間、及びそれに類すると判断される箇所の隙間は、90mm以下であること。
 - 3) トップレールの隙間(躯体の隙間を含む)はすべて110mm以下であること。

